

**西部パーティ営業部が外務省公認
「外交官等に対する消費税免税店」(DS店)に指定されました。**

株式会社ダイナック 西部パーティ営業部は、2018年11月1日より外務省公認
「外国公館等に対する消費税免税店」(DS店)に指定されました。

消費税の免税の対象となるお客様は、大使館、総領事館、領事館、国際機関、外交官、
事務技術職員、国際機関職員で、外務省大臣官房儀典官室より発行されている大使館
用免税カード、又は外交官用免税カードを所持されている方です。

以下、消費税免税に必要な書類です。

【消費税免税手続きに必要な書類】

①大使館用免税カード、又は外交官用免税カード(顔写真付き)

「免税カード」には、それぞれ免税の対象となる範囲及び最低購入金額が指定されて
います

②外務省発行の身分証明票

③免税購入表



※「DS」は、Designated Storeの略です。